

7. 新たに国の指定になった文化財

(1) 重要文化財（書籍・典籍）の指定

- ①
- | | |
|-----------|------|
| 『中山世鑑』 | 6 冊 |
| 『蔡鐸本中山世譜』 | 7 冊 |
| 『蔡温本中山世譜』 | 12 冊 |

種 別：重要文化財（書籍・典籍）

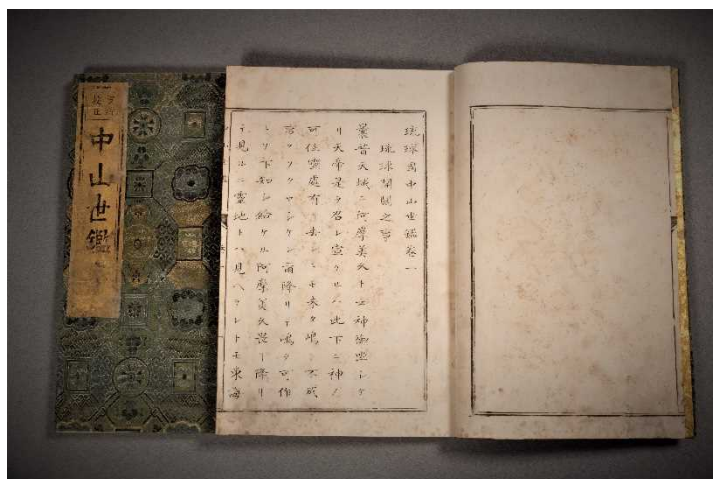
所 在 地：沖縄県立博物館・美術館

所 有 者：沖縄県

指定をする理由：『中山世鑑』は、尚質王の代に向象賢（羽地朝秀）が王命によって尚質3年（1650）に編纂した琉球最初の正史であり、和文で記述している。『中山世譜』は、漢文で書かれた正史で二種ある。蔡鐸本7冊は、蔡鐸が尚貞王29年（1697）から尚貞王33年（1701）にかけて『中山世鑑』を漢訳し、さらに増補したものである。蔡温本は、蔡鐸の子蔡温が尚敬王12年（1724）から尚敬王13年（1725）にかけてさらに改編を加えたもの。いずれも、重要文化財『おもろさうし』と同じく戦後に米国から琉球政府に返還されたもの。琉球史研究上の最重要史料の一つとして極めて価値が高い。

（第二尚氏時代）

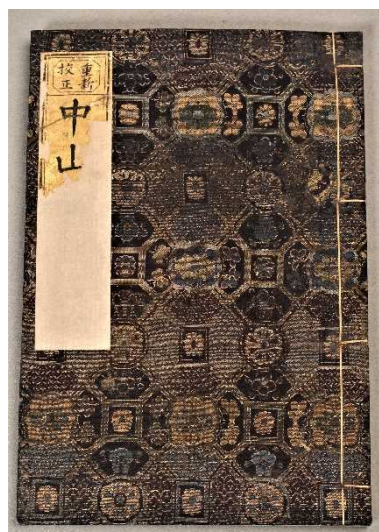
官 報 告 示：令和2年9月30日付け 文部科学省告示 号外第203号



■ 『中山世鑑』



■ 『蔡鐸本中山世譜』



■ 『蔡温本中山世譜』

(2) 記念物の新規指定

①北谷城跡

種 別：史跡

指 定 地：沖縄県中頭郡北谷町字大村原3 3 2番地外 44 筆

指 定 面 積：32, 133. 33㎡

所 有 者 等：個人

指定をする理由：北谷城跡は、沖縄本島西海岸沿いの北谷町にある東西約500m、南北約165m、標高約44mを最高所とする丘陵に築かれたグスク時代の城跡である。かつては麓まで海が迫っており、防衛と交易に適した立地であったと想定されている。城の造営に関わった按司に関する明確な記録はないが、金満按司、大川按司、谷茶按司の三系統の興亡があったとの伝承がある。城跡は丘陵中央の最高所の一の曲輪をはじめ、5つの曲輪と2つの平場からなり、各曲輪は主に琉球石灰岩を用いた石垣の城壁で囲まれ、石垣がない場所は切岸きりぎしであった。北谷町教育委員会による発掘調査の結果、一の曲輪では平場と切石積みの石垣を、二の曲輪では平場を囲む石垣と殿舎に伴う基壇を、四の曲輪の南東側では石垣と城門等が検出された。出土遺物として、中国産陶磁器や在地産土器（グスク土器）を主体に鉄鏃や石弾等の武具がある。城跡の変遷は、曲輪内が造成された前期（13世紀後半～14世紀）、石垣や殿舎が築かれた中期（14世紀～15世紀中頃）、廃城となった後期（15世紀中頃～16世紀前半）と考えられる。このように、北谷城跡は、自然の地形を巧みに取り込みながら堅牢に築かれ、沖縄本島内のグスクが収斂されるなか、中山地域における北方の要として琉球王国成立後まで存続し、その成立過程の一端を解明できる拠点グスクとして貴重である。

官 報 告 示：令和3年3月26日付け文部科学省告示第44号



北谷城跡 城跡全景（東より）



殿舎跡（手前）と石垣（奥）（二の曲輪）



北谷城跡全景（西より）

②伊平屋島のウバメガシ群落

種 別：天然記念物（植物）
指 定 地：沖縄県島尻群伊平屋村字我喜屋ソーレン原 345 番（1 筆）
指 定 面 積：8721.88 m²
所 有 者：伊平屋村
管 理 者：伊平屋村

指定をする理由： ウバメガシは、コナラ属の常緑広葉樹であり、暖温帯における海岸林の代表的な構成種である。指定対象である沖縄県伊平屋島虎頭岩のウバメガシ群落は、日本の分布南限地帯に位置する良好な自生地である。虎頭岩頂部付近ではウバメガシ純林が見られ、海からの風を受け群落高 2 m 程度の風衝低木林となっている。この周囲にはシャリンバイやモッコクを含む群落高 5 m 程度のウバメガシ林が発達している。ここでは、ウバメガシのほかに、トベラ、シャリンバイ、シマタゴ、シマカナメモチ、ソテツ、ギーマ等の木本植物、シラタマカズラ、ササバサンキライ等のつる植物、ヤブラン、サコスゲ等の草本植物が見られ、トベラウバメガシ群集ながら亜熱帯性の植物を多く含む特徴が見られる。

また、沖縄県のウバメガシは、前期更新世までに琉球弧を渡って大陸から日本に移入した集団であり、他地域集団と遺伝的に交流することなく長期間隔離された残存集団である可能性が示唆されており、日本への移入プロセスを明らかにする植物史研究において貴重な情報を提供する存在であると考えられる。伊平屋島のウバメガシ群落は、自生南限地帯の良好な自生地であり、生物地理学的、植物社会学的、遺伝学的に価値が高いことから、指定し保護を図るものである。

官 報 告 示：令和 3 年 3 月 26 日付け文部科学省告示第 46 号



ウバメガシ群落上空写真

(3) 記念物の追加指定

①今帰仁城跡 附シイナ城跡

種 別：史跡

既 指 定 地：沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊ハンタ原 4770 番地外 351 筆等

追 加 指 定 地：沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山73番地外 6 筆等

既 指 定 面 積：346,209.41 m²

追 加 指 定 面 積：15,716.00 m²

指 定 面 積 総 合 計：361,925.41 m²

所 有 者：個人等

指定をする理由： 13 世紀後半に築城された城跡で、沖縄のグスク時代及び北山の歴史を知る上で貴重。城の規模、縄張りの複雑さ等において沖縄屈指の城跡である今帰仁城跡及びその初期城郭と同時代あるいは若干先行するシイナ城跡からなる。今回、シイナ城跡の一部を追加指定し、保護の万全を図る。

官 報 告 示：令和 3 年 3 月 26 日 付 け 文 部 科 学 省 告 示 第 49 号



シイナ城跡 追加指定地現状①



シイナ城跡 追加指定地現状②

②中城ハンタ道

種 別：史跡

既 指 定 地：沖縄県中頭郡中城村字新垣上原1番地 他39筆

追 加 指 定 地：沖縄県中頭郡中城村字新垣福川原1083番4 外27筆

既 指 定 面 積：21,245.71 m²

追 加 指 定 面 積：5,808.93 m²

指 定 面 積 総 合 計：27,054.64 m²

所 有 者：中城村等

指定をする理由：14世紀後半から17世紀後半まで、首里から中城城を経て勝連城までを結ぶ主要道であり、琉球における交通・土木の歴史を理解する上で重要。今回、北上原地区、若南原地区、新垣地区、ペリーの旗立岩の一部を追加指定し、保護の万全を図る。

官 報 告 示：令和3年3月26日付け文部科学省告示第49号



中城ハンタ道 上原地区周辺



中城ハンタ道 ペリーの旗立岩周辺

8. 新たに国の登録になった文化財

(1) 有形文化財（建造物）の登録

當山記念館

種 別：建造物

所 在 地：沖縄県国頭郡金武町字金武4番地

所 有 者 等：金武町役場

登 録 面 積：建築面積 96.45 m²

構 造、形 式：鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積 96.45 m²

建設年代、大規模な改修及び増築時代

：昭和10年/昭和30年代、平成28年改修（増築・増築部分撤去）

登録をする理由：沖縄海外移民の父”當山久三氏の功績を記念して、宜野座（松岡）政保（のち第4代琉球政府行政主席）が発起人を務める「故當山久三翁像建設並紀年事業期成会」によって、昭和10年に建設された。設計は本町出身の大城龍太郎氏である。戦後、私立幼稚園として約10年使用された後、一部増築（昭和30年代）、その後役場執務室としての使用に伴い窓枠の取り替えや間仕切り、空調機の設置等が行われた。平成28年に老朽化が著しい増築部分を撤去、古写真等の資料調査や聞き取り調査を踏まえて、昭和10年建設当初の姿に復元した。鉄筋コンクリート造平屋建で、梁を屋上に設け、屋根スラブの縁を曲線的に仕上げるなど特徴的な工法が採用されている。

官 報 公 示：令和3年2月26日 文部科学省告示第15号



建物正面（南）外観



建物正面（東）外観



建物内部



建物内部現況（活用状況）

(2) 記念物（名勝地関係）の登録

①津嘉山酒造所庭園

種 別：登録記念物（名勝地関係）

所 在 地：沖縄県名護市大中一丁目 447 番

所 有 者 等：個人

登 録 面 積：1,467.04 m²

登 録 基 準：名勝地関係二（造園文化の発展に寄与しているもの）

登録をする理由： 津嘉山酒造所庭園は名護市西部の旧名護町市街地に所在する。創業者の津嘉山朝保（1880～1945）は、昭和2年（1927）に現在の地を取得すると酒造所兼住宅を建築し、泡盛「國華」の製造を開始した。庭園もこの頃造られたと考えられる。戦争による破壊を免れた酒造所は現在も現地で泡盛の製造を行っている。

酒造所の敷地は長辺が北東に傾いた長方形で、通りに面している南西側に正門を構え、中央南寄りに主屋、北に酒造施設が配置されている。庭園は主屋南西部の前庭と主屋東南部の主庭から構成され、主庭の園池の形は細長く、沖縄本島を象ったとされる。主屋側から見た時、右奥が沖縄本島の北部にあたり、最北端の辺戸岬や中央部の伊江島にある城山を石組や立石で表しているという。園池の護岸には沖縄本島北部で産出する古生代石灰岩を用い、対岸には「昭和五年■■■」（■■■部分は判読不能）と刻まれた石燈籠を配している。

津嘉山酒造所庭園は昭和初期に酒造所に造られた庭園で、その意匠は特徴的であり、近代の沖縄県における造園文化の発展に寄与した意義深い事例である。

官 報 告 示：令和3年3月26日付け文部科学省告示第51号



津嘉山酒造所全景（正面上方より）



南外壁から庭園を望む



南隅（かつて四阿があった場所）から庭園及び離れを望む



離れから庭園を望む

②ハナンダー（自然橋）

種 別：登録記念物（名勝地関係）

所 在 地：沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭前原72番3 外9筆等

所 有 者：八重瀬町

選 定 面 積：1,236.17 m²

登 録 基 準：名勝地関係二（再現することが容易でないもの）

選定をする理由： 八重瀬町南部の具志頭集落にある天然の琉球石灰岩の橋は「ハナンダー」または「自然橋」と呼ばれており、その下を白水川が流れる。元々洞穴だったところが崩壊した残部か、あるいは長い歳月をかけて風雨等の影響により琉球石灰岩が侵食を受けて形成されたものと考えられている。

ハナンダーは、長さ約30m、幅約10mで、水面から橋上の路面までの高さは約8mある。アーチ部分については、川の上下流から見た時、水面から天井までの高さが5～7m、幅は十数mあり、アーチの下部には長さ10～40cmのつらら石のほか、カーテン状の鍾乳石、流れのような模様のあるフロストーン（流華石）等が見られる。

ハナンダーは古くは交通の要所であり、地域住民にとっては暮らしと深く関わる生活道路であった。また地元では通行のための橋としてだけでなく、自然がつくりだした独特な風景の一部として認知され親しまれてきた。

ハナンダーは天然に形成された琉球石灰岩の橋で、古くから地域住民に親しまれ、現在まで変わらぬ景勝地として意義深い。

官 報 告 示：令和3年3月26日付け文部科学省告示第51号



ハナンダー（自然橋） 遠景：西側より



ハナンダー（自然橋） 遠景：東側上空よ



ハナンダー（自然橋） 近景：南側より



ハナンダー（自然橋） 遠景：東側より

9. 新たに県の指定になった文化財

(1) 記念物の新規指定

①ミヤコカナヘビ

種 別：沖縄県指定天然記念物

指 定 地：地域を定めず指定する（宮古島市）

指定をする理由： ミヤコカナヘビは、宮古島市（宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島に分布）の固有種で、地元では方言でクースファヤなどと呼ばれ親しまれている。背後に林地を控えた草地を中心に、農耕地周辺の草地などの人為的攪乱を受ける場所にも見られるが、近年その生息地は限定されてきている。

宮古諸島は地史的には更新世中期に水没していたとの説もあるが、一方で幾つもの固有種を擁するなど、その陸生生物相の成立過程はまだ十分に解明されていない。そのなかで本種は、地理的に隣接して分布するアオカナヘビやサキシマカナヘビよりも、台湾や中国大陸の種と系統的に近く、宮古諸島の地史やこの地域の陸生生物相の成り立ちを考えるうえで高い学術的な価値を有する。また、琉球列島産の他の2種とは進化的に独立して緑色の体色を獲得したと考えられることから、トカゲ類の体色の進化を考える上でも重要である。

このように本種は、生物地理学、進化学の観点から貴重であり、生息地も限定されその絶滅が危惧されるところから、指定して保護する必要がある。

公 報 登 載：令和元年6月1日付け 沖縄県教育委員会告示第5号



ミヤコカナヘビ

10. 指定文化財管理

(1) 国指定文化財管理事業

① 事業目的

文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財及び名勝等の維持管理の万全を期する。

② 事業内容

1) 防災設備保守点検等

指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備など及びこれらに準ずる防災の保守点検等

2) 小修理

指定文化財である建物等の維持管理のための小修理

3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家等の環境整備

ア、名勝等に指定された庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定、整姿等

イ、指定文化財である民家等の屋敷構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等

③ 事業主体

沖縄県

④ 事業の実績

(単位:千円)

文化財の種別	名 称	市 町 村	所 有 者	令和2年度 実績額	総事業費	備 考
国 指 定 重 要 文 化 財	中村家住宅	北中城村	中村国宏	349	23,319	(昭55～平31(令和元))
	上江洲家住宅	久米島町	上江洲智一	470	21,103	(昭54～平31(令和元))
	石垣氏庭園	石垣市	石垣長敏	130	4,166	(平15～平31(令和元))
	仲村渠樋川	南城市	仲村渠財産区	156	2,502	(平17～平31(令和元))
合 計				1,105	51,090	

11. 文化財愛護事業

(1)「私たちの文化財」図画作品募集

5月中旬～9月下旬の期間募集し、小学校1・2学年28点(15校)、小学校3・4学年59点(19校)、小学校5・6学年37点(20校)、中学校91点(16校)、高等学校46点(8校)、合計261点(応募校総数56校)の応募があった。

審査会:令和2年10月7日(水)14時～17時 沖縄県立総合教育センター多目的棟講堂

審査員:渡久地伸一(県立総合教育センター研究主事)

豊田達雄(沖縄市立コザ小学校教頭)

豊見山義造(沖縄県立泡瀬特別支援学校高等部教諭)

審査結果は下記のとおりで、表彰式及び入賞作品の展示については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、中止となった。そのため、入賞者の表彰は学校での伝達表彰となった。

賞	小学校1・2年の部	小学校3・4年の部	小学校5・6年の部
最優秀賞	石嶺 真鷲祐 (港川小)	毛呂 朱音 (カトリック小)	運天 大翔 (長田小)
優秀賞	諸見 希衣子 (松田小)	寄川 柚葉 (カトリック小)	大瀨 咲蘭 (石垣小)
	湧川 琳陽 (多良間小)	田村 朝陽 (多良間小)	砂川 優姫 (比屋根小)
佳作	城間 礼香 (カトリック小)	前泊 大舜 (カトリック小)	知花 羽純 (城東小)
	甲斐田 八七 (登野城小)	森川 廉也 (カトリック小)	金城 凌央 (城東小)
	玉那覇 心 (兼城小)	知名 桃花 (美東小)	平良 彩奈 (長田小)
	翁長 真理乃 (美東小)	島袋 みらい (志真志小)	中尾 奏仁 (長田小)
入選	8名	8名	8名

賞	中学校の部	高等学校の部
最優秀賞	花城 ほのか (古堅中)	玉城 萌 (小禄高)
優秀賞	宮里 侑果 (宜野座中)	山橋 翔太 (浦添工業高)
	横山 しゅう (真志喜中)	福島 あかり (小禄高)
佳作	玉城 えあ (糸満中)	屋良 美稀乃 (開邦高)
	石嶺 真麗乙 (港川中)	張本 琉奈 (開邦高)
	山中 琉衣 (真志喜中)	宮坂 くるみ (小禄高)
	赤嶺 かおり (真志喜中)	松田 悠 (浦添高)
入選	8名	8名

(2)令和2年度文化財保護強調週間ポスター

11月1日～7日の文化財保護強調週間の啓発のため、令和元年度「私たちの文化財」図画作品募集小学生5・6年の部最優秀作品「豊年祭(ツナヌミン)」[大城 勇氣丸さん 名蔵小学校5年(受賞当時)]を原画にポスターを作成し、市町村教育委員会、学校、公民館、博物館・文化財関係施設などに配付した。

12. みんなの文化財図鑑刊行事業

事業総額：9,919千円（国7,935千円、県1,984千円）

事業種別：沖縄振興特別推進交付金

事業主体：沖縄県

事業期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

事業目的：沖縄の歴史・文化への普及・啓発を行うため、国指定文化財、県指定文化財、市町村指定文化財を紹介する書籍を5冊刊行する。刊行後は、県内の学校及び公立図書館を中心に配布する。

事業概要：沖縄県の文化財を広く普及するために、「有形文化財編」、「無形文化財・民俗文化財編」、「史跡・名勝編」、「天然記念物編」、「埋蔵文化財編」を作成する。

平成29年度は「史跡・名勝編」、平成30年度は「埋蔵文化財編」、令和元年度は「有形文化財編」の刊行の刊行を行い、小中学校、高等学校、公立図書館など612ヶ所に配布した。

令和2年度は「無形文化財編・民俗文化財編」の刊行、配布を行った。

実施体制：文化財課で県内の文化財情報の収集、本文の執筆を行う。写真撮影、編集については業務委託を行う。



みんなの文化財図鑑 無形文化財編・民俗文化財編